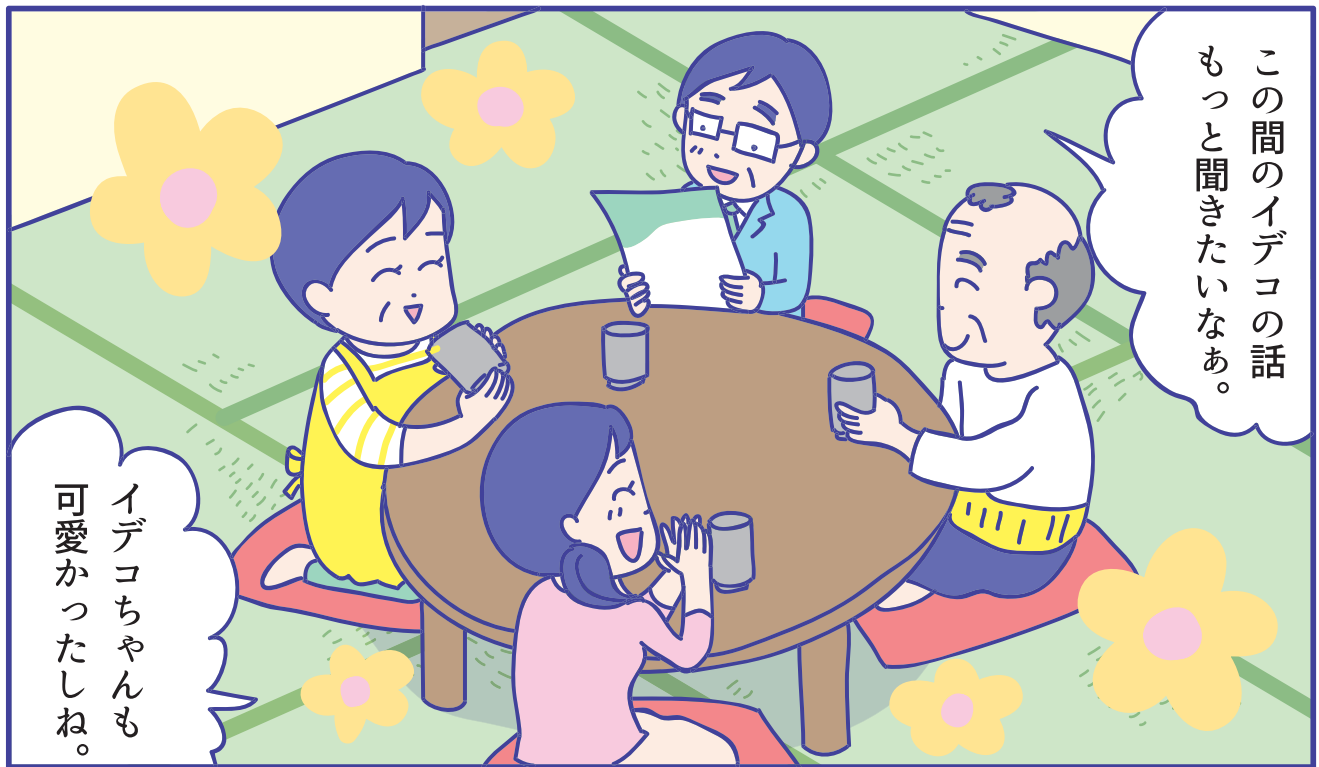


2.

iDeCoを知ろう。





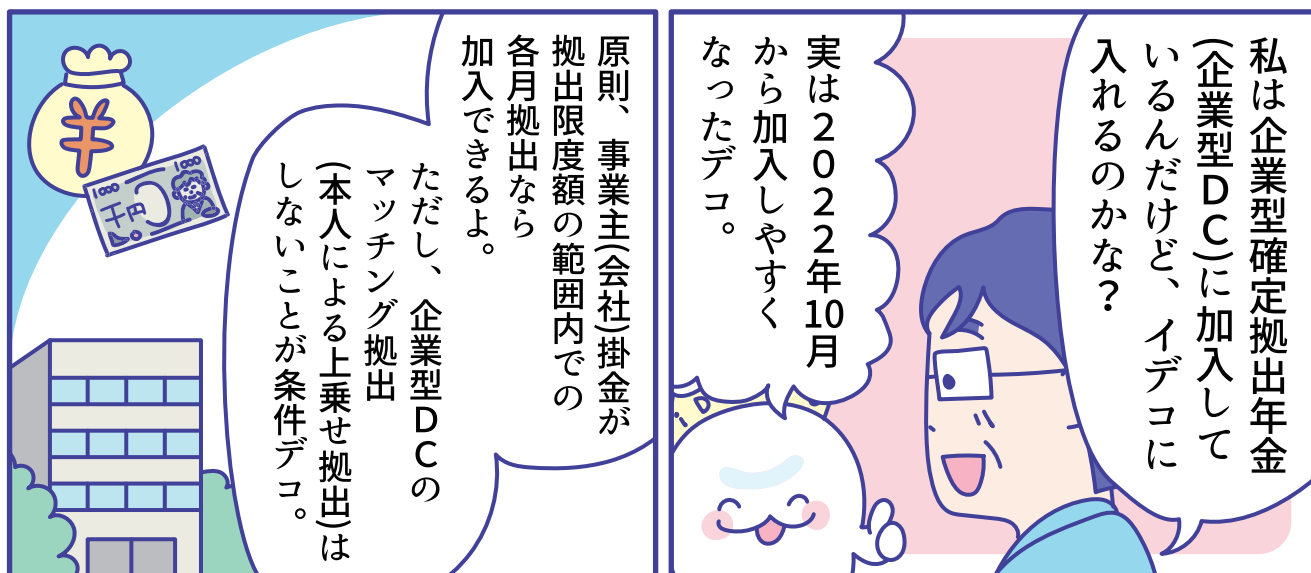
iDeCo を知ろう。



*厚生年金保険の適用対象となる事業所。

	拠出限度額
自営業者等 専業主婦等 企業年金に加入していない 会社員 	年額 81.6 万円 (月額 6.8 万円) 国民年金基金との合算額
	年額 27.6 万円 (月額 2.3 万円)
	年額 27.6 万円 (月額 2.3 万円)





企業型 DC の事業主掛金と iDeCo の掛金の拠出限度額

	企業型 DC のみに加入する場合	企業型 DC と DB 等の他制度 [※] に加入する場合
企業型 DC の事業主掛金額 (月額)	5.5 万円	2.75 万円
iDeCo の掛金額 (月額)	5.5 万円 - 各月の企業型 DC の事業主掛金額 (ただし 2 万円を上限)	2.75 万円 - 各月の企業型 DC の事業主掛金額 (ただし 1.2 万円を上限)

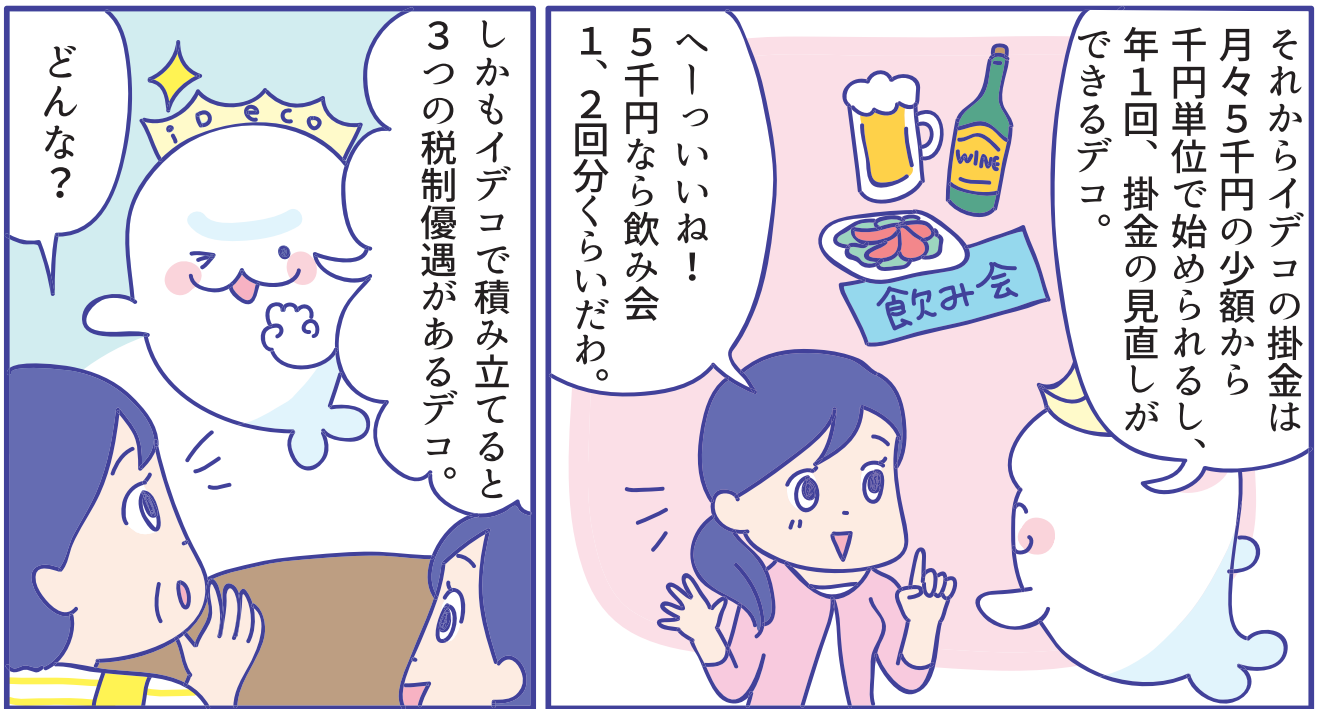


※DB等の他制度とは、確定給付企業年金(DB)、厚生年金基金、石炭鉱業年金基金、私立学校教職員共済をいう。



※企業年金(企業型確定拠出年金、確定給付企業年金、厚生年金基金)を実施していない中小企業(従業員300人以下に限る。)の事業主が、従業員の老後の所得確保に向けた支援を行うことができるよう、iDeCoに加入している従業員が拠出する加入者掛金に拠出限度額の範囲内で、事業主が上乘せして掛金を拠出できる制度。iDeCo+が実施されているかは、お勤め先に確認下さい。

iDeCo を知ろう。



税制優遇その①
掛金が全額所得控除！

例えば年収650万円の人の場合
給与所得控除などを引いた額が
約400万円だとして…

毎月2万円を
投資信託で積み立てる

所得税20%住民税10%
として掛金の控除だけで
年間72,000円軽減

**30年間で
216万円も軽減！**

通常、所得には税金がかかるのにiDeCoなら216万円も軽減されるの。

すげーっ！

投資信託で運用
通常ならその運用益に約20%の税金がかかる

税制優遇その②
運用益も非課税で再投資！

つまり
複利で運用！

イデコなら非課税！

例えば年率2%で運用
通常の商品なら年利1.6%

イデコなら運用益が全額収益になって再投資される！

おおっ
それはすごい！

複利効果

毎月1万円
積立年率2%で運用すると…

複利運用の収益
+元本

元本

複利の効果は運用期間が長くなるほど大！

運用益(預金の利息や投資信託の分配金)を引き出さずに、元本に加えて継続して運用(再投資)していく方法を複利での運用というよ。

複利による効果を活かすには、早くはじめて長期運用することが効果的と考えられるデコ。

※図はイメージです。

税制優遇その③
受取る時も大きな控除！

例えば23歳の
年子ちゃんがいまから42年間
イデコで積み立てて

65歳で一括で
受取る

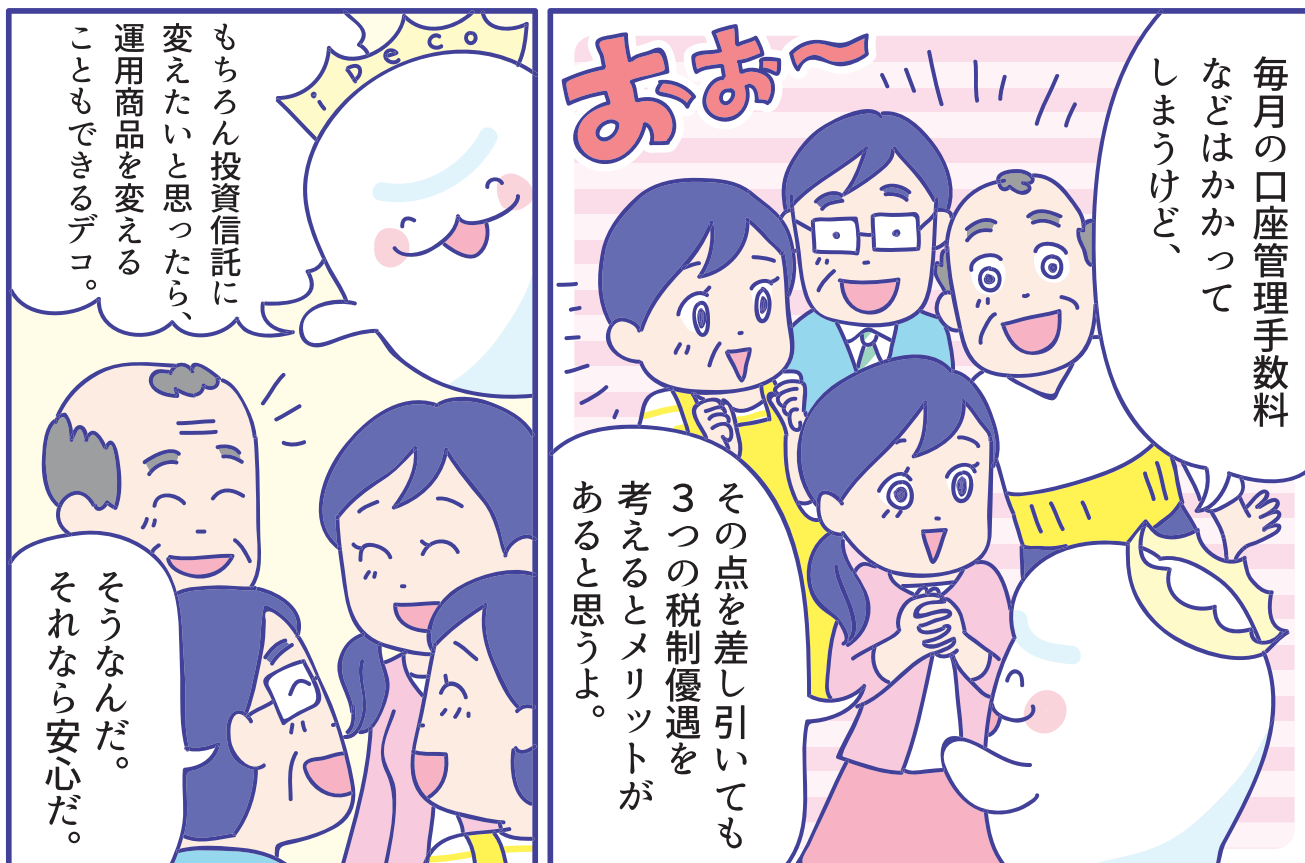
退職所得控除

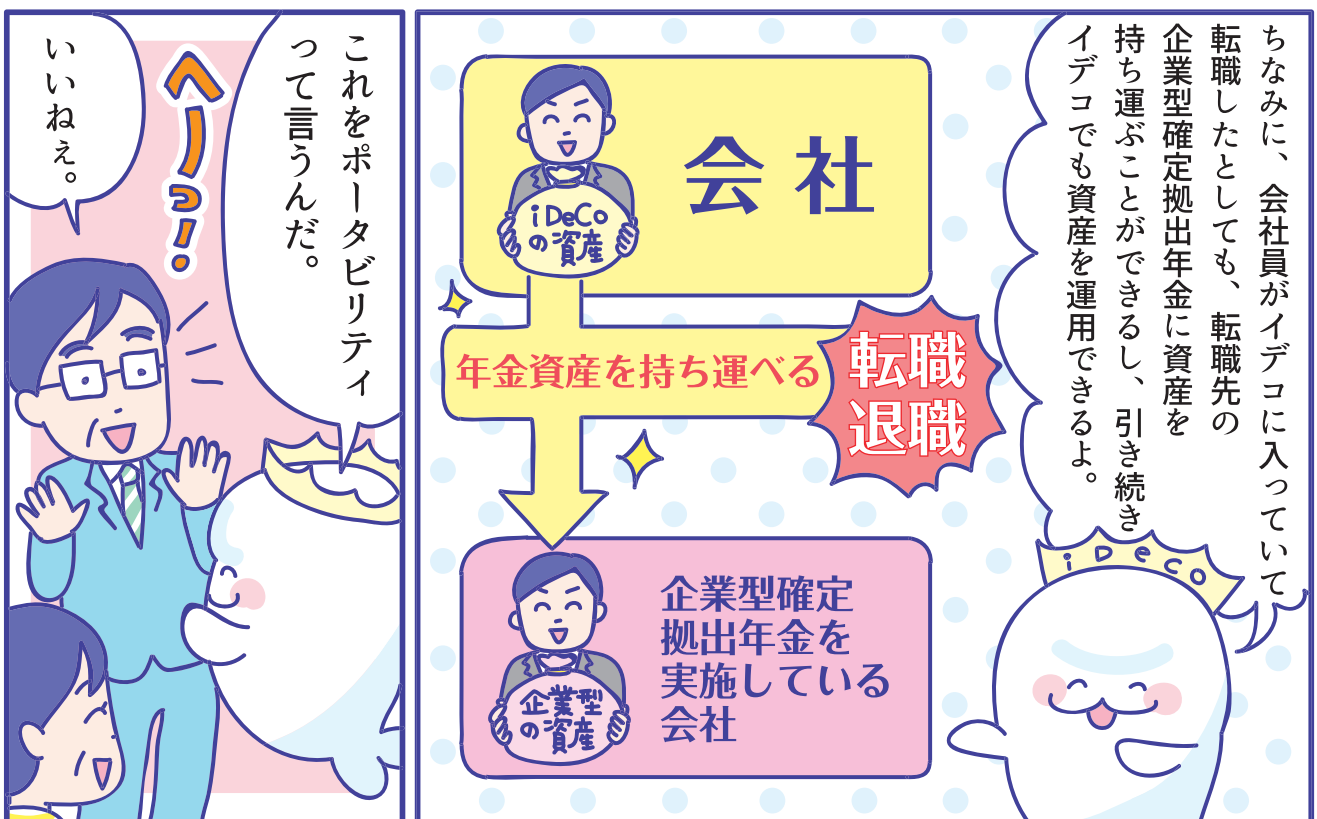
**42年間積み立てた場合
退職金と合わせて
2,340万円分までは
税金がかからない。**

※勤続年数(イデコと企業型DCの加入期間)20年以下の場合
40万円×勤続年数(80万円に満たない場合は80万円)
勤続年数(イデコと企業型DCの加入期間)20年を超える場合
80万円+70万円×(勤続年数-20年)

キヤッツ
すごい！

iDeCo を知ろう。





iDeCo を知ろう。

企業年金・個人年金制度間のポータビリティ

		移換先の制度		
		確定給付 企業年金等*	企業型 確定拠出年金	個人型 確定拠出年金 (iDeCo)
移換前 に加入 していた 制度	確定給付 企業年金等*	○ ※1,2	○ ※2	○ ※2
	企業型 確定拠出年金	○ ※1	○	○
	個人型 確定拠出年金 (iDeCo)	○ ※1	○	—

* 確定給付企業年金等とは、確定給付企業年金 (DB)、厚生年金基金をいう。
 ※1 移換先の確定給付企業年金等*の規約で資産移換を受けることができる旨が定められている場合に資産移換可能。
 ※2 確定給付企業年金からの確定給付企業年金等*、企業型・個人型確定拠出年金への移換は、本人からの申出により脱退一時金相当額を移換可能。



結婚して会社員から
専業主婦(夫)に
なったり、転職して
自営業に変わった
場合でも年金資産を
持ち運べるのね。



iDeCo の特徴

じゃあ
おさらいデコ。

- ① 税金がいろいろ優遇される
- ② 毎月5,000円から1,000円単位で始められる
掛金の拠出を1年の単位で考え、加入者が年1回以上任意に決めた月にまとめて拠出（年単位拠出）することも可能
- ③ 定期預金・保険商品・投資信託などの運用商品の中から自由に組み合わせて運用できる
- ④ 運用商品を途中で変えられる
- ⑤ 転退職や結婚しても年金資産を持ち運べる
- ⑥ 基本的に60歳まで引き出せない



実際に始めるには、
どうしたら
いいのかしら？

だから、まずは
金融機関選び。

それは…

「この次のマンガ
「3. 金融機関を選ぼう。」
を見るデコ。」

ビシッ

教えて！

どうやって
選ぶの？

実際の申し込みは
運営管理機関と
呼ばれる
各金融機関でするデコ。

銀行

証券会社

保険会社

令和4年4月1日 第三版発行

留意事項

- この漫画の内容は、作成時におけるものであり、年金制度や税制等の変更によって内容に齟齬が生じることがあり、また予告なしに内容が変更されることがあります。
- この漫画のいかなる内容も将来の運用成果または投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。
- この漫画の内容については細心の注意を払っていますが、記載された情報を利用することで生じたいかなるトラブルおよび損失、損害に対して、国民年金基金連合会は一切責任を負いません。
- この漫画の著作権を含む知的所有権は国民年金基金連合会に属し、事前に国民年金基金連合会への書面による承諾を得ることなくこの漫画およびその複製物に修正・加工することは固く禁じます。

国民年金基金連合会

